

第 34 回北九州市 PCB 処理監視会議

1 開催日時 平成 27 年 7 月 29 日（水）14：00 開始 16：36 終了

2 開催場所 若松市民館 小ホール

3 会議次第

- (1) 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について
- (2) 北九州市受入条件の履行に係る国の取組について
- (3) 安全かつ早期の処理完了に向けた市の取組について

4 出席者

(1) 委員

浅岡 佐知夫	座長	内山 仁志	委員
大石 紀代子	委員	梶原 康弘	委員
清田 高德	委員	倉光 信子	委員
郡山 一明	委員	古柴 敏夫	委員
嶋津 元彦	委員	末松 正典	委員
津田 潔	委員	長井 忠夫	委員
成田 裕美子	委員	古野 和彦	委員
松永 裕己	委員	山口 隆広	委員
吉永 耕二	委員		

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

PCB 処理事業部長	東 幸毅
PCB 処理事業部次長兼事業企画課長	山本 郷史
PCB 処理事業部安全操業課上席調査役	吉崎 仁志
北九州 PCB 処理事業所長	氏本 泰弘
北九州 PCB 処理事業所副所長	入江 隆司
北九州 PCB 処理事業所 運転管理課長	佐藤 淳
北九州 PCB 処理事業所 安全対策課長	野村 義夫
北九州 PCB 処理事業所総務課長	土田 哲司
北九州 PCB 処理事業所 営業課長	宮本 修治
北九州 PCB 処理事業所 近畿・東海エリア分室長	一家 敏文

(3) 関係行政機関

環境省産業廃棄物課長	角倉 一郎
環境省産業廃棄物課長補佐	中野 哲哉
北九州西労働基準監督署 安全衛生課長	石橋 一由
若松海上保安部 警備救難課長	南野 琢磨
福岡県環境部廃棄物対策課長補佐	中門 光生

北九州市

環境局長	小林 一彦
環境局環境監視部長	青柳 祐治
環境監視課長	佐々木 恵子
産業廃棄物対策課長	二宮 正巳
若松区役所コミュニティ支援課長	西山 陽子
産業経済局水産振興専門官	大庭 俊一
港湾空港局整備保全課長	武智 邦夫
消防局警防課警防課長	中村 篤志

(4) 事務局（北九州市）

環境局環境監視部 PCB 処理対策担当課長	宮金 満
-----------------------	------

5 議事概要

○事務局

定刻になりましたので、ただいまから第 34 回北九州市 PCB 処理監視会議を開会いたします。私は本日事務局を務めさせていただきます北九州市環境局の宮金と申します。よろしく願いいたします。それから、4 月 1 日付で市の方も人事異動がございまして、前回までの事務局、かなり人が異動で動いておりますけれども、しっかりと引き継ぎはしております。今後も市としてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方、よろしく願いいたします。

まず初めに、お手元の配布資料を確認させていただきます。第 34 回北九州市 PCB 処理監視会議議事次第に掲載している資料でございます。まず資料 1-1 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況について。資料 1-1（参考資料 1）として計画的処理完了に向けた工程表。同じく資料 1-1（参考資料 2）長期処理計画。資料 1-1（参考資料 3）平成 27 年度処理計画。資料 1-2 北九州 PCB 廃棄物処理施設のモニタリング結果について。資料 1-3 北九州市の受入条件を踏まえた JESCO の安全計画。資料 1-3（参考資料 1）でございます長期処理計画。資料 1-3（参考資料 2）平成 27 年度安全計画。資料 2 北九州市受入条件に係る国の履行に係る国の取組について。資料 3 安全かつ早期の処理完了に向けた市の取組について。これはホッチキス止めをしております参考資料 1 北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理推進に関する要綱。同じ冊子でとじさせていただきます。それから資料 3（参考資料 2）PCB 処理だより Vol. 33。それから関係資料として、前回の第 33 回北九州市 PCB 処理監視会議議事録、北九州市 PCB 処理監視会議委員名簿、北九州市 PCB 処理監視会議設置要綱、以上がお手元に配布させていただきますが、資料について不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

本日の監視会議委員の出席状況ですが、今回から 19 名の委員の皆様方にご参加をいただくようにしております。そのうち大庭委員、河井委

員の2名につきましては所用によりご欠席で、本日17名のご出席でございます。

それでは開会にあたりまして、北九州市環境局長の小林より一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○北九州市

この4月1日付で環境局長を拝命しております小林と申します。前任同様この仕事にしっかり取り組んでまいり覚悟でございますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは一言だけご挨拶申し上げたいと思います。委員の皆様方には北九州市 PCB 処理事業をはじめ本市の環境行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また本日お忙しい中、第34回の北九州市 PCB 処理監視会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、この4月より北九州市の PCB 処理事業の処理地域の拡大と処理期間の延長がスタートしております。PCB 処理の拡大延長にあたりましては、監視委員の皆様方をはじめ市民、関係団体、議会からもさまざまな意見をいただきましたが、すべての PCB を安全に、かつ一日も早く根絶することが市民の願いであります。

このため本市においては PCB 処理が安全かつ早期に処理が行われるよう市の処理計画の改定、要綱の策定、JESCO との環境保全協定の変更などの体制強化を図ってまいりました。また広域協議会等を通じまして、国や関係自治体との連携協議を行いますなど、市としても国や JESCO と連携を図りながら処理の安全性の確保、期間内の確実な処理に全力を挙げているところでございます。今後の取組を確実に担保していくためには、この監視会議の役割は私どもにとって非常に大切なものであると考えてございます。

そこで、この監視会議の機能を強化し、安全性や早期処理、地域の理解に関する取組状況を幅広くいただくために監視委員11名から19名の体制に増強させていただき、本日新しい委員にもご出席いただいているところでございます。

本日の会議は定例の操業状況に加えまして、処理の拡大と処理期間の延長が開始されたことを踏まえ、JESCO、国、市から取組状況等について報告させていただきます。常に緊張感を持って市民の期待にしっかりとこたえられるよう私どもも全力を尽くしてまいり所存でございますが、委員の皆様方におかれましては私どもの取組、また JESCO、国の取組について忌憚のないご意見を賜れば幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは議事に入る前に、今回から新たに9名の方々に監視会議委員にご就任をいただいておりますので、ここで五十音順でご紹介をさせていただきます。

北九州市 9ヶ浦漁業権管理委員会委員の内山仁志様です。
北九州市 9ヶ浦漁業権管理委員会委員長の梶原康弘様です。
北九州市女性団体連絡会議事務局長の倉光信子様です。
一般財団法人救急振興財団救急救命九州研修所教授の郡山一明様です。
公募委員の古柴敏夫様です。古柴様はまだ到着されていないようですが、本日まで出席の予定でございます。
公益社団法人日本技術士会九州本部北九州地区支部顧問の末松正典様です。
若松区自治総連合会会計の長井忠夫様です。
北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授の松永裕巳様です。
公募委員の山口隆広様です。
以上 9名の方々が新任でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
ここからの議事進行につきましては座長にお願いしたいと思います。
座長、よろしくお願いいたします。

議題 1 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について

○座長

それでは本日の議事に入ります。まず 1 番目の議題「北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について」、JESCO から説明をお願いいたします。

○JESCO

JESCO PCB 北九州処理事業所長の氏本でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

当施設の操業状況につきまして資料 1-1 を用いて説明申し上げます。冒頭、参考資料の添付につきましてご説明がありました。まず参考資料 1、計画的処理完了に向けた工程表は、前回 1 月 19 日の監視会議で、環境省、JESCO の方からご説明申し上げました今後の処理計画に関する大きなスケジュールでございます。こういったものをレビューしながら、そして、参考資料 2、参考資料 3 の方は、今年 4 月に市の受入前提条件 27 項目を反映した保全協定を見直しました結果として、市の方に新たに提出するようになりました計画書、市のホームページの方にもアップしておりますが、こちらの方にも触れながら、現在の操業状況について説明申し上げたいと思います。

早速、参考資料 1 を見ていただければと思います。こちらはトランス・コンデンサ、ならびに安定器等汚染物の処理完了期限を横軸に示して、平成 33 年度までどういったスケジュールで処理を進めていくかということを示したものです。上半分は処理対象物についての処理の計画、中段が営業的施策、下段の四角で囲った部分が国、都道府県市、JESCO、電気保安関係等々の連携体制の構築とそれによる早期処理のための推

進という取組を表したものでございます。ちなみに26年度の欄にありますように、大型トランスにつきましては、26年12月末現在で処理対象量が約120台あって、年間処理能力が30台あるので、4年間で処理して、30年度までに処理を完了しますと計画しております。ここで処理対象量が下の備考欄にありますように、今年1月14日までに各自治体から報告・提供のありました26年3月末現在の高濃度PCB廃棄物の保管状況から推計した数値でして、今後の調査によって変わる可能性があるという前提で数字を置いております。

そういうことで、小型トランスにつきましては処理対象量が430台ぐらいありまして、おおよそ29年の前半には終わります。車載トランスにつきましては、おおよそ150台を4年間で平成30年度までに終わります。コンデンサにつきましては、東京事業エリアの7,000台を含めまして、おおよそ1万2,800台を29年の前半ぐらいには終わるとしてあります。ここで点線で示した部分がありますが、ここは新たに出てくる、あるいは若干増えてくる可能性があるれば、この期間で十分に処理できると考えております。

安定器・汚染物につきましては、大阪、豊田事業エリアの4,000トンを含んで、処理対象量が4,610トンあるということで、毎年700トンずつ処理して、33年度までに終わるという計画を立てております。

これが一つの大きなスケジュールで、こちらで進捗状況を管理しながら見ていこうというものでございます。

次の参考資料2を見ていただきます。これは市のホームページに4月にアップしているものでございます。長期処理計画としまして、大きな項目として1番に3月時点での処理対象物、2番には処理の進捗状況、処理計画、処理の促進策ということで載せております。後ろに資料1、年度ごとの処理計画というA4横の表がございまして、先程の数字、平成27年度以降の処理の見込み数量というのを左から3番目に置きまして、大型トランス、北九州エリアのコンデンサについては27年の1月、2月、3月で追い込んだ部分がありまして数字が減っておりますが、そういうものをベースにしまして、今後平成33年度までこういった数量で処理をしていくかということを検討したものでございます。

見て戴いたとおり、大型トランス、小型トランス、車載トランスは、平成30年度には満杯という状況ではございません。コンデンサにつきましても29年、30年は空白という状況でございまして、こういったところに若干プラスアルファのものが出てきたとしても十分に処理が完了できると見込んで計画しています。安定器等・汚染物につきましては、エリアのものが四百数十トンありますが、27年度に北九州エリアを中心に処理しまして、28年度以降は大阪、豊田エリアのものを中心に処理していったら、33年度には3分の1ぐらいの数量と見込んでいます。

続きまして参考資料3です。こちらは各年度の計画ということで、27年度の処理計画を示しております。表に27年度の処理計画量を、先程の長期処理計画表から持ってきて、各四半期ごとにどれくらい処理する

かという年間の計画を示したものです。今6月が終わって第1四半期が終わったという状況です。計画数量にでこぼこがありますのは、第2四半期で1期施設の定期点検がございます。第3四半期には2期施設の定期点検がございます。そういうことで第2四半期の大型トランス、車載トランスのあたりは数量を落としています。コンデンサにつきましても第3四半期は通常期の約半分といった数量で、この1年間を計画しているところです。

これを見ていただきながら、最初の資料1-1、5ページを見ていただければと思います。表が縦に二つ並んでいます。こちらは2. PCB 廃棄物の処理状況についてということで、表-1と表-2がございます。表-1の方は各年度の処理実績をまとめたものです。27年度は、各月ごとに処理実績を挙げております。大型トランスにつきましては、計画では12台のところを13台。小型トランスの計画はございませんが7台。コンデンサにつきましては1,622台に対して1,778台。安定器等汚染物につきましては、166トンに対して187トン。缶重量も含んでおりますので、缶重量を除きますと、大体170トンということで、計画プラスアルファで順調に処理が進んでいるというところです。ただ、車載トランスの方が、残念ながら保管者様の準備が整わずに、4月、5月、6月と搬入ができずに若干遅れています。

資料が行ったり来たりしますが、最初の資料1-1の1ページ目に戻っていただきたいと思っております。ということで、直近の操業状況につきまして、1番に受入状況、2番には処理状況ということでまとめております。表1は平成16年から27年6月末までの試運転物を含む処理の状況で、縦軸は処理対象物、横軸には従来の北九州事業エリアを一つにまとめて示しております。そして、新たに始まります東京事業エリアのコンデンサ、豊田事業エリアのトランスと安定器、大阪事業エリアの安定器ということで一つの表にまとめて表示させていただきました。

まずトランスにつきましての受入状況です。ここで処理対象台数、処理対象重量とございますが、これも備考欄にありますように、26年3月末時点の保管状況に基づく推計値ということで入れております。トランスにつきましては、北九州エリアでは見込残量が505台ということで、今84%の受入率です。登録ベースでいきますと残り151台という状況になっています。豊田事業エリアの車載トランスにつきましては、まだ実績がありませんが、7月3日に最初のロットの2台を受け入れまして、現在順調に処理を続けているということで、今後順調に車載トランスを搬入する計画です。

コンデンサにつきまして、処理対象台数に対して搬入台数を引きますと見込残量がおおよそ3,600台ということで、受入率は93%になっています。登録ベースでいけば2,275台ぐらい残っているということです。一方、東京エリアからのおおよそ7,000台につきましては、第1四半期で1,000台強をすでに搬入しまして処理を進めております。残りざっくり6,000台近くになりました。

安定器等汚染物につきましては、処理対象重量に対する見込残が276

トンということで、登録ベースでは残り 250 トンを切っているような状況ですが、受入率では 90%になっています。一方、豊田、大阪エリアからの搬入計画ですが、昨年 7 月に大阪地区に営業の分室をつくりまして、順次人員を補強しまして、今現在 10 名程度になっております。昨年度中に対象となる 2 府 8 県で 40 か所ぐらい説明会を行いました。今年に入りまして保管者との契約、搬入調整を進めておりまして、今年の下半期に重点的に搬入して、処理をするという計画でございます。その間、上半期は北九州事業エリアのものを集中的に処理するという計画で臨んでおります。大阪府の方から 6 月に 5 トン、7 月に愛知県の方から 4 トンを試験的に搬入して、今後の計画を順調に遂行する予定であるという状況でございます。

2 番目に処理状況ということでまとめております。前回もお話ししましたが、平成 25 年 5 月に VTR で洗浄水の汚染水漏れというトラブルがありました。それ以降は重篤なトラブルとか故障等はございませんで、そういう意味でおおむね順調に稼働を継続しているという状況です。

それぞれの処理状況につきまして、トランスにつきましては、先程申し上げたとおりですが、今後の処理対象台数のうち 505 台(大型 87 台、小型 418 台)程度と見込んでおりまして、2 トン以上の大型については計画的処理を進めているというところです。

コンデンサ、安定器等汚染物につきましては、先程口頭で説明したものをまとめたものです。

(4) 運転廃棄物の処理状況(見通し)ということで、若干触れさせていただきます。1 点目は東京事業所の方へ廃粉末活性炭を搬出するというので、平成 27 年度から 3 年間で計 30 トン、毎年 10 トンずつ計画しておりますが、すでに 7 月 3 日にその一部の 2 トンほどを搬出して、東京の方で試験運転を実施していただいたという状況です。大阪事業所、豊田事業所から運転廃棄物をおおむね 120 トン受け入れるということで、今現在、事業所間のルールを定めまして、特にドラム缶への分別方法、大阪、東京ではいろいろなものを一緒にドラム缶に入れているという状況でしたので、繊維系のもの、金属系のもの、それ以外のものというような分別をしていただいて、北九州に持ち込んで、こちらに入ったらペール缶に移し替えをして処理をするということで、そういったかたちで今後、事業所間の移動の調整を開始したという状況です。

操業状況については以上です。JESCO 本社の方から、連絡事項がございますので、事業部長の東の方から少しお時間をいただいてお話をさせていただきます。

○JESCO

本社 PCB 処理事業部長の東でございます。いつもお世話になっております。私の方から 2 点ほどご報告をさせていただきます。

1 点目が弊社社長の交代です。6 月 25 日付でこれまで 4 年 10 か月にわたって社長をしておりました矢尾板康夫が退任して、後任の代表取締役社長ということで、これまで副社長をしておりました谷津龍太郎が昇

任をしております。それから谷津龍太郎の後任ですが、代表取締役副社長として、山縣秀則が外部から着任をしております。このように新体制で臨んでおりますが、どうかよろしくお願いいたします。

もう1点が、JESCOにおける情報システムの現在の状況です。JESCOでは当社の情報システムにおいて不正通信の痕跡を確認したということで、6月16日より外部との接続を遮断しているところです。その後の調査の結果、パソコン1台からマルウェアという、これはコンピュータウイルスなどの悪意のあるソフトウェアの総称なのですが、それが検出されました。外部との接続を遮断しておりますので、外部との電子メールの受信ができないとか、当社ホームページの更新が中断しているとか、本社、事業所間でのデータの授受が不能といった不具合が生じているという状況になりました。情報システムの使用は中止しておりますが、代替手段を用いて、例えば収集運搬車のGPSの監視、あるいはデータを直接手入力するということで対応策を講じておりまして、PCB廃棄物の処理については支障は生じておりません。あと、当社が所有する情報の流出の可能性についても調査を進めておりますが、現時点では情報が流出したという事実は確認されておりません。7月17日からはこれまで中断していた弊社ホームページの更新を再開しましたし、現在は、限定的ではありますが、本社、事業所間でのデータの授受を行える状況まで回復しているところです。8月中旬までには何とか情報システムが完全に復旧できるよう全力を挙げて取り組んでいるところです。当社のPCB処理に関係する皆様にはご心配、多大なご不便をおかけして恐縮でございますが、システムが完全復旧するまで今しばらくお待ちいただきたく、どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

○座長

議題1を全部説明してもらう予定にしておりましたが、この1-1に関して、委員の方から意見等をお願いします。

○委員

1点確認させていただきたいのですが、豊田事業エリアからの車載トランスの搬入が7月から開始されたということと、安定器等は処理が9月からですかね、豊田、大阪エリアということなんですが、それぞれ年間平均処理能力は40台と700トンということになっているのですが、今までの3か月とか4か月の遅れは今後の処理とかに影響は及ぼさないのかという質問です。

○JESCO

車載トランスの遅れにつきましては、年間40台から42台ということで組んでおりまして、第1四半期の遅れを今年度取り戻すことは設備能力的にちょっと難しいところがございます。そういうことで、長期処理計画の表を見ていただきますと、平成30年度に24台の処理までという

ことになっておりますので、遅れた 11 台の分をここで処理するか、あるいは今後の調整になると思いますが、豊田事業エリアの方でプラスアルファとして処理していただくか検討していきたいと思っております。

安定器の処理で豊田事業エリアの分も下半期からということですが、先程申し上げましたように、昨年 7 月に分室を立ち上げて準備を進めているという状況の中で、今年に入って大口保管者を中心に契約が整って搬入調整を開始しているという状況です。具体的には 8 月、9 月、10 月、11 月と 20 トンないし 30 トンの搬入を計画しております、12 月ぐらいから毎月 50 トンないし 60 トンぐらいの搬入を計画しているということで、今年の計画量では豊田、大阪エリアは 292 トンでございますが、それまでに上半期中心に北九州のものを 362 トンと計画しております。こちらを集中的に処理させていただきたい、そのために保管者等々に対して積極的な営業の追い込みをかけているというのが実態でございます。

○座長

ほかに何かありますか。

○委員

参考資料 1 の長期計画の中で、下の方に掘り起こし調査と未処理事業者への指導というのがあります。27 年から 33 年までですね。これはもう少し具体的に年次計画が決まっているということはあるのですか。例えば 27 年度には何を、28 年度には何をというような計画はあるのでしょうか。

○環境省

次の議題でも若干取組状況をご説明しますが、現在、地方自治体を中心に未届けの機器の掘り起こし調査というものを進めてまいるところなんです、ほとんどの自治体においては 27 年度、今年度予算を措置して、調査を取り組むようなところとなっておりますが、すべてがそうならないとおりません、一部の自治体はさらに遅れてというところもございます。いずれにせよ、具体的な年限というところはないのですが、基本的にトランス、コンデンサが 30 年度末で期限ということになりますと、掘り起こし調査はそれよりも何年か前に当然ながら終わっていないわけじゃないですし、そこから先見つかった機器を先程営業でという部分もありましたけれども、行政側からも行政指導で早期処理を後押しするようなフェーズに移っていくという風に大まかには考えているところでございます。

○委員

今の委員の質問の資料というのは、資料 1-1（参考資料 2）の資料 1 とは違うのでしょうか。

○環境省

都道府県の実施状況については資料 2 の方で、私どもの方からご説明をさせていただこうと思っておりましたが、具体的に申しますと、資料 2 の 5 ページに今の自治体の昨年 12 月時点の調査の実施状況を掲載させていただいています。

○座長

よろしいですか。ほかにございますか。

○委員

いろいろと数字が資料、参考資料 1-1 に長期的な計画あるいは工程表等処理計画があるんですけど、年度区分があって見たり、年度途中の平成 26 年 12 月現在とか、時点が違うところの数字がいろいろと出ているので、非常に見にくいんですけども、できたら今後ある程度、年度区分で出すなら年度区分の数字を出して統一していただくとかしていただいた方が分かりいいのではないかと思うんですけど。おそらく事務方の方で細かい計算を処理して出ているので、数字は間違いはないんだと思うんですが。

1 点、分からないところの確認なんですけど、長期処理計画の資料 1-1（参考資料 2）ですね。その 2 ページ目に横長の表があります。このコンデンサの北九州エリア、27 年度以降の処理量の見込みが 3,872 台とあるんですけど、何かこれがちょっと少ないような気がしているんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

それともう 1 点、1 枚目の安定器等汚染物の処理進捗状況の 75%の処理が完了しているというところなんですけど、75%の母数と分子の数は、対象数に対して処理が完了した数字だと思うんですけど、それを教えていただけませんか。75%の数字にならないような気がしてならないんですけど、その 2 点、お願いいたします。

○JESCO

ご説明いたします。まず資料 1 の横長の年度ごとの処理計画のコンデンサの数量が 3,872 台まで落ちているということで、12 月末の段階では 5,800 台ぐらいあるだろうというところだったんですけども、3 か月間で 2,000 台ほど搬入して、1,500 台ぐらい処理したということで、数字が減っています。

先程ご指摘にありました、各集計の時点がばらばらというご指摘ですが、できるだけ直近に近い数字を使ってきたという流れがございますので、ご了解いただければと思います。

それと、その資料の 1 枚目にある安定器等汚染物 75%というのは、

北九州事業エリアの処理の状況ということで、そこから今資料 1-1 に掲載しているのは 27 年 6 月時点での全体の処理量ということで、75%に該当する数字の根拠がここにはございませんが、処理が進んで今、北九州エリアでは 90%になっているということでございます。

○委員

北九州事業エリアというのは資料 1-1 にある 2,828 トンが母数なんですか。

○JESCO

そうです。

○委員

これはまだ大阪とか豊田は入っていない。

○座長

マイクを使ってください。

○JESCO

まだ入ってございません。

○委員

この資料 1-1 の処理進捗状況は北九州事業エリアということであれば、資料 1-1 のところにある処理対象重量が 2,828 トンが母数で、分子の数は処理が終わった数字ということになると、私の資料を見たのでは、2,346 ぐらいじゃないかと思ったのですが、違っていましたかね。

○JESCO

そこに数式で書いておりますように、処理対象重量②を分母に、分子は①の搬入重量ということで 2,552 トンを使用しております。

○委員

そうすると 75% よりもっと多い数字になりますね。

○JESCO

90%です。

○委員

そうでしょう。それで、75%と書いているのがよく分からないんですが。

○JESCO

参考資料 2 の方の処理進捗状況は 3 月時点でのパーセンテージを示し

ておりました、そこでの母数ならびに分子がこの資料の中にはなくて申し訳ないんですけれども、27年3月時点では75%でしたということです。

○座長

15ポイント、3か月間で上がったということですね。

○JESCO

はい。

○座長

よろしいですか。

○委員

はい、分かりました。75は間違いのない数字ということですね。

○座長

ほかにはありますか。議題にはなっていない、先程本部の事業部長の方からの説明があった情報、情報の遮断ということに関して、操業にパソコンを使っている部分があると思うんですけど、操業に使っているパソコンに対するハッキング等の防止策というのはされているんですか。インターネット等につながらないとか、そういう対策はやられているんですか。それを教えていただきたいんですが。

○JESCO

外部とのファイヤーウォールは設けておりました、外部からの侵入というのは防ぐ手だては講じておるんですけれども、最近いろんなウイルスとか、そういう侵入方法がありまして、そんな中で、電子メールのやりとりの中で入ってきたものがあるということでございます。

○座長

そうではないです。操業に使っているパソコンに関する安全性に対してどういう対策をとられているんですかということです。操業に使っているパソコンはインターネットにつなげていないとか、そういう対策になっていますかという質問なんです。

○JESCO

JESCO 自体がイントラネットというかたちで、全体を、本社、データセンター、事業所を相互につなげており、その間での情報のやりとりはあるんですけれども、その情報ネットワークと外部とはつながっておりますので、そこを侵入する……。

○座長

それを破られると、悪意を持った、要するに侵入者が操業をコントロールすることはできるんですか、システムになっているのですかという質問なんですよ。その危険性があるのであれば、完全にインターネットと操業用のパソコンは遮断すべきじゃないですかという話なんですよ。

○JESCO

今回の事案を受けて、全体のシステム自体を見直すということもやっておりますので、また対策をしっかりと講じてまいりたいと思います。

○座長

よろしくをお願いします。ほかにありませんか。

では続きまして、資料 1-2 の説明を「北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリング結果について」JESCO 及び市の方から説明をお願いいたします。

○JESCO

JESCO 北九州事業所副所長の入江と申します。私の方から JESCO の環境モニタリング結果についてご報告をさせていただきます。

資料 1-2 をご覧いただきたいと思います。まとめとして、二つ、上段に JESCO の結果、下段に北九州市ということで分けております。JESCO の環境モニタリングの結果につきまして、そこに二つ、周辺環境と排出源についてまとめております。報告の結果につきましては前回の 1 月の監視会議以降、新たに測定結果が分かったものについてご説明をさせていただきます。

まず 1 番目の周辺環境につきまして、大気、水質等につきましては環境基準等に適合しておりました。2 番目の排出源につきましても、排気中の PCB 等、排水、雨水中の PCB 等、悪臭、騒音につきましても基準に適合していたということでございます。

具体的詳細につきましては、次の 2 ページをご覧いただきたいと思います。別添 1 で具体的な測定結果を記載させていただいております。2 ページ目は大気関係の周辺環境の測定結果でございます。前回までは 26 年 11 月までの測定結果をご報告させていただいておりましたが、それ以降、平成 27 年 2 月と 5 月の結果についてお示ししております。特に大きな変化はございません。

3 ページは水質、地下水、土壌についての測定結果でございます。これも同じく昨年 11 月以降の結果として特に大きな変化はございません。

次に 4 ページをご覧いただきたいと思います。周辺環境の最後のところですが、底質と生物についての結果を記載させていただいております。底質につきましても PCB、ダイオキシンにつきましても大きな変化はございません。最後の生物につきましては、今回も生物の指標としてはカメノテをサンプルとして使用して結果を測定しております。PCB、ダイオ

キシンともに大きな変化はございませんでした。

次に排出源の結果についてご報告します。5 ページから 7 ページにかけて排気中の PCB、ダイオキシン、一部ベンゼンにつきまして測定を行っております。これも昨年 11 月以降の結果、特に大きな変化はございません。それと今年 3 月に環境保全協定で協定値が変更しております。概略、半分ぐらい厳しく協定値が設定されております。その新たな協定値にのっっても適合しているという状況でございます。

同じく排出源の排気の関係ですが、8 ページから 11 ページにかけましては 2 期施設の排気の測定結果を記載させていただいています。これにつきましても新しい協定値も十分クリアをしているということでございます。11 ページの最後のところですが、排水につきましても平成 26 年度の最後のところの結果も PCB は不検出ということでございます。12 ページをご覧くださいと思います。雨水、悪臭、騒音の平成 26 年度、27 年度の結果を記載させていただいています。新たな測定としましては、悪臭と騒音について今年の 2 月測定を行っております。すべて排出基準にクリアしているということでございます。

13 ページから 16 ページにかけましては各サンプリングポイントを記載させていただいています。それと 17 ページに環境モニタリング計画ということで、今年 3 月協定値の見直し等がありましたので、最終変更として今年 3 月末に市に報告をした環境モニタリング計画でございます。この計画に基づいて平成 27 年度実施をするということになっていきます。

以上 JESCO 自体の環境モニタリングの結果についてご報告をさせていただきました。

○座長

市の方から説明をお願いします。

○北九州市

続きまして、市の方の環境モニタリング結果についてご報告します。同じ資料 18 ページ、別添 2 をご覧ください。市の方では JESCO の PCB 廃棄物処理事業に関しまして、環境への影響を把握するため環境測定を行っております。まず、周辺環境、大気でございます。PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、いずれも環境基準に適合しておりました。続いて、19 ページ、こちらは周辺海域の水質、底質及び JESCO 敷地内の土壌のモニタリング結果です。こちらでも PCB、ダイオキシン類とも環境基準に適合しておりました。続いて、20 ページをご覧ください。JESCO 排出源のモニタリング結果です。排出ガスにつきましては、PCB、ダイオキシン類、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじんについて測定し、いずれも環境基準に適合しておりました。続いて、21 ページは排水のモニタリング結果です。公共下水道排水について PCB は下水排除基準に適合、また雨水排水につきましても PCB、ダイオキシン類ともに公共用水域の排出基準に適合しておりました。

以上が市のモニタリング結果です。

○座長

ただいまの環境モニタリング結果について、何かご意見、ご質問等ございませんか。なければ議題1の3番目の説明をお願いいたします。1-3は「北九州市の受入条件を踏まえたJESCOの安全計画」。よろしく説明をお願いします。

○JESCO

引き続きまして、JESCO北九州事業所の副所長の入江です。ご説明をさせていただきます。資料1-3をご覧くださいと思います。

北九州市の受入条件を踏まえてということで、これは27項目の受入条件ということで、これをきちんと遵守するというのが我々JESCOに課せられている使命でございます。その一番最初のところ、処理の安全性の確保につきまして具体的に安全の計画をきちんと作成しなさいということで、北九州市の条件にのっとって安全計画をつくったということでございます。具体的には1ページをご覧くださいと思います。

まず安全計画につきましては二つきちんと作成をしなさいということで、まずは長期的な安全についてきちんとした安全計画をつくれということです。その詳細の内容につきましては、お手元の資料1-3（参考資料1）という20ページぐらいありますが、この中に具体的な内容につきましては詳細を示しているわけです。概略内容の中身につきまして、このパワーポイントの資料に基づいてご説明をさせていただきます。資料1-3の1ページをご覧くださいと思います。

長期安全計画につきましては三つの柱で長期安全計画をつくっております。一つ目は処理施設の保全、二つ目がトラブル防止策、三つ目が災害対策ということで、それぞれについてどういう具体的なことをやるかということが計画の内容でございます。

まず処理施設の保全ということで、処理施設をきちんと保全しながら安全に処理を進めていくということが非常に大切でございますので、その内容について具体的に計画を組んでおります。まず基本的なところは日常の保全、それとそれにつながるんですが、年間1か月程度施設を止めて定期的な点検をやる。こういう従来型の保全というのは操業当初からずっと続けております。これが基本のベースになるということです。これをやることによって安全、漏洩につながる設備の予防的な保全を進めていく。それと、設備劣化傾向の状況をきちんと把握していくということでございます。

従来型のこの保全、これがベースとして、それによって経年的に設備が劣化をしたりという問題があります。それを従来型の保全をベースにして長期の保全計画をつくっておるわけでございます。これは今年1月の監視会議で具体的にご説明をさせていただきました。その内容につきましては省略をさせていただきますが、概略のお話としては、経年劣化予測に基づいて計画的に設備、機器等を更新・補修をやっていくとい

うこととさせていただきます。ただ、今回、長期保全計画を提出させていただいていますが、これは固定的なものではございません。常に見直しをやっていく。特に日常点検や定期点検、そういう結果を踏まえながら適宜見直しをやっていくということとさせていただきます。

こういうかたちで施設の保全を図っていくということとさせていただきます。

2番目のトラブル防止策につきましてご説明をさせていただきます。トラブルのいろいろな原因があるわけですが、それをトラブルが起こったときに対応していくというよりも、基本的にはトラブルが起こらないように事前に予防していくという考え方で北九州事業所は従来から取組をやっていきます。それがいわゆるリスクアセスメント推進活動というものとさせていただきます。この内容につきましては監視会議で何度かご説明をさせていただきました。平成21年から継続的にトラブル発生につながるリスクの抽出とか定量化、ランク付けなどを行いながら、JESCOと運転会社が連携を組ながら取組を進めております。これを今後とも継続して行うということとさせていただきます。

もう一つ、北九州事業所の独自の活動であるリスクアセスメント推進活動と同時に、ほかの事業所で起こったトラブルを北九州事業所でももう一度ふり返りながら確認をやっていくということで、水平展開というものを実施しております。これにつきまして、具体的な内容につきましては前回の監視会議でお話をさせていただいたところでございます。

そういう両方の取組を行いながら、今後ともトラブルを未然に防いでいこうということと取り組んでいるところでございます。

長期安全計画の最後のところですが、災害対策につきましては、これも大きく二つございます。一つは、防火・防災の徹底ということで、これは消防法に基づいた消防計画をきちんと策定して、これを基本にして火災、地震等による災害の未然防止を図っております。具体的には、設備点検、訓練、災害発生時の連絡通報、それと自衛消防隊等を組織して自衛活動、こういうものも適宜やっているということとさせていただきます。これをきちんとやることによって防火・防災をするということとさせていただきます。

もう一つは施設の安全性の確認ということで、当然ながら自然災害につきまちはいろいろな新しい科学的な知見が示されます。それに適宜対応していくということで、特にJESCOにおきましては事業全体をいろんな角度で見ていただく専門家の方を入れた事業部会というものを設けております。そういう有識者からのいろいろな意見を聞きながら、安全性の確認を速やかに実施していくということとさせていただきます。定例的に会議を設けながら、こういうかたちで最新の情報にも対応していくということとさせていただきます。

こういう内容を今年3月末に北九州市に長期安全計画というかたちで提出をさせていただいております。

次に2ページの平成27年度安全計画のご説明に入りたいと思います。当然ながら、長期計画をつくって、毎年きちんと安全に対するいろんな取組を計画していく。これが本年度27年度の安全計画ということとご

ざいます。これは長期安全計画をベースにして年度ごとの安全対策を決めていくという内容でございます。

今年度の計画の内容につきましてはそこに三つございます。当然ながら長期安全計画の項目を踏まえたものでございます。定期点検・機器の更新、それからリスクアセスメント推進活動及びトラブル水平展開、防災対策という三つの項目について、それぞれ個々の対応をしているということでございます。

まず定期点検・機器の更新につきましてご説明をさせていただきます。これは先程、長期安全計画のところでお話をしましたように、日常の点検と定期点検、これは当然ながらベースになります。それを踏まえた長期的な保全計画を同時に並行的にやっているということです。

具体的には次のページの別紙1を見ていただきたいと思います。資料1-3の別紙1です。平成27年度安全対策進捗状況ということで、これが平成27年度の安全計画の具体的な内容です。4月から来年3月までというかたちで、それぞれスケジュールを組みながら対応をとっているということでございます。白丸のところは計画で、黒丸になったところがすでに実施しているということです。具体的には4月から6月まですでに黒丸というかたちで実施をしています。

当然ながら法定点検、自主点検は常日ごろやっているということですが、定期点検の中でも特に設備点検につきまして、4月から6月にかけてプラズマ溶融炉の設備点検をやっています。具体的には、溶融炉が2台ありますが、1号炉の炉補修ですね。耐火レンガの張り替え等を約1か月半にわたって炉補修をやっています。具体的には4月27日から6月6日にかけて実施しています。そのときに合わせて、安定器等汚染物の前処理設備の点検も5月中にやっております。それと、さらにその炉補修の時期に合わせて、溶融炉の炉まわりのいろいろな機器の更新等をやっております。それが長期保全計画の機器更新等の項目の一つでございます。具体的には、分解炉まわりということで、電源盤の水冷ホースの交換、排水処理設備機器関係、これはばいじんの測定器ですが、ばいじん計の更新、それと排気処理設備の耐火物の更新ということで、恒温チャンバーの耐火材の更新をやっておりますそれから6月につきましては2号炉の炉内の点検をしているときに、水冷ゲートの交換をやっております。こういうかたちで、定例的な定期点検、それに合わせて長期保全計画の具体的な内容についても適宜更新・補修等を行っているということでございます。

トラブル防止のリスクアセスメント推進活動につきましては、毎月1回というかたちで定例的に会合を設けながら、対応策等について検討を行っております。

他事業所のトラブル水平展開ということで、これは逐次トラブルが発生したときにその事例を参考にしながら水平展開をやるわけです。具体的には次のページ、資料1-3別紙2に今年3月まで他事業所で発生したトラブル、特にここでは平成25年6月からと書いてありますが、これは北九州事業所が最後にトラブルが発生した平成25年5月以降の他事

業所のトラブルということでございます。それにつきまして適宜、北九州事業所で点検をやりながら、具体的に見直すべきところは見直すというかたちでトラブルの水平展開を進めているということです。

最後の防災対策につきましては、適宜情報収集というものはやっていくわけですが、防災対策の検討ということで、今回7月10日にJESCOの事業部会というものを開催しまして、この内容につきましていろいろ意見をいただいているところでございます。まだ明確にどういうかたちでというものまで突っ込んだ話にはなっていないということでございます。

以上、資料1-3に基づきましたJESCOの安全計画につきましてのご説明を終わらせていただきます。

○座長

それではただいまの議題に関して、質問、意見等よろしく願いいたします。

○委員

質問と意見と二つ言わせていただきます。

質問としては、全体の危機管理の考え方なんですけれども、どうのに基づいてやっておられるのでしょうかということです。ちょっとあいまいで、分かりにくいかもしれないですけども、と申しますのは、この長期安全計画のところを見たときに、日本のかつてのといいますが、危機管理のやり方で、基本的に施設のところに非常に重きを置いているという気がするんです。いわゆるヒューマン・ファクターのところのクルー・リソース・マネジメントとか、シェルモデルとか、いろんなことがあると思うんですが、そのところよりもかなり施設に重きを置いているなという感じがするんです。

ただし、人間のことをやっていないわけでは決してなくて、水平展開事例のところ、トラブルの原因・事例の①で手順・人的要因による漏洩が起こったときには、こんなことをやっていますということはきちんと書いてあるわけなんです。書いてあるんですが、基本になる骨格というのが、何に基づいてどういう考え方でこの基本骨格ができているのだろうかということを少し教えてくださいというのが1点ですね、質問は。

それと意見ですけども、この間工場を見せていただきました。基本的に事故も今まで起こってないし、本当に素晴らしいと思う一方、例えばこの場合はPCBを施設の外に出さないということがとにかく基本ですよ。中でたとえ何か起こったとしても、ところが、出さないということについて、実は例えば原子力発電所なんかでは服を脱ぐときの手順も決まっているし、足をつける場所も決まっているし、そこには線が引いてあって、いったんそこに足をついたら二度とそこからは外してはいけないような、そういう教育がなされているんですね、高信頼性組織というのは、だけど、残念ながらそういうものはなかった、私が見た感じ。

それから、中で、いざとなったときには服を着る手順のことは書いてあるのだけれども、着ると、つまりきれいなところ、清潔、安全なところについてどういうふうに着ていきましょうということはあるのだけれども、出てくるときにどういう確認をしましょうということが、大丈夫ですかみたいなこと、出てくるときに見るようなものって基本的にないんです。つまり、基本的に汚染はないということが大前提でどうもつくられていっているような気が正直しました。なので、そのところは現在、幸いにもというか、施設のことでも大変きちんとやっておられて、事故が起こっていないというのは本当に素晴らしいことで、一生懸命やっているということは間違いないんですけれども、事故が起こっていないと、人間5年すると、ここは心理研究で分かっている、忘れていくといったときに、必ず事故ってやっぱり起きるんです。それはほとんどヒューマン・ファクターが原因で起きてくるということを考えると、そこら辺のことについては少し緊張感を持って、よい機会なのでやっていただいた方がいいんじゃないかというのが意見です。

1番目のもともとの、これの基本的な考え方というのはどんな骨格でされているのでしょうかというところが質問です。

○座長

回答をよろしくお願いします。

○JESCO

非常にありがたいというか、厳しいご意見、いただきましたけれども、現場でもいろいろなお話をさせていただきました。基本的な考え方というのは当然ながらこの施設を立地するとき、北九州市といろいろなやりとりをやりながら、こういう考え方でやるというのがベースになるわけですけれども、どうしても設備的なものが当然ながら重点を置いてというのは、これは免れないところであるんですけれど、一つ、ヒューマン・エラーというか、そういう観点、大きいところはフェイル・セーフという考え方を入れているということです。誤操作は当然ながらあるということですから、誤操作を起こしてもヒューマン・エラーを起こしても重大な事故につながらないような仕組みをつくっていく。それが基本だろうと思います。

そうはいつでも、我々も北九州事業所ではいろんなトラブルを経験しました。特に、何でこんなことをするんだろうというのがよくあったわけです。そういう意味でここでトラブル防止のところにリスクアセスメント推進活動というものを大きく提示させていただいているのは、やっぱり実際にやっている作業者が自分でどういうことをやれば、例えばどういう身に危険が生じるとか、自分が加害者としていろんなトラブルを起こしていく、そんなことを考えるのがリスク管理だろうと思います。そういうことを常に従業員の方が考えながら取り組んでいくということで、これはかなり大きくヒューマン・エラーに対してもセーブになっているのかなと思います。それは日々続けていかないといけないという

ことですから、当然ながらそれはどんどん進化をさせていくということ
で取り組んでおります。

それと最近よく小さなトラブルであるのですが、最近大きな問題はル
ールはある程度きちっと整理はされているのですが、このルールを破っ
ていくことが結構あるのです。簡単にこういうものはやらなくてもすむ
という慣れが一つ大きいのでしょうか。なぜそのルールが守れないのかと
いうことも最近の取組として、どうしてルールが守れないかというところ
ももう少しほりこんで対応していこうということで、そういう取組も
新たにやらせていただいています。そういういろいろなかたちで、現場
現場で、まずは自分たちのところから考えながら進めていくということ
で、特にヒューマン・エラーの面についてはそういうかたちで進めてい
こうということでやっております。

あとは、先生からのご意見がいろいろございました。我々も反省しな
いといけない部分もあるかと思いますが、一応、各作業員につきまして
は安全手帳をきちんと携帯して、その中にどういうことをやってはいけ
ない、ここはこういうかたちでやりなさいということは、訓練も含めて
適宜各作業員に周知徹底というのをやっています。それをいかに広げて
いくかということと、できる限り見えるかたちで先生からのご意見もご
ざいますので、いろいろなかたちで検討させていただきたいとは考えて
おります。

○委員

それを踏まえてですけれども、今、悪いじゃないかということと言
いたいわけじゃないんですよ、私。だけど、そういうことは日本、いろ
いろなところで一生懸命やってきたんです。それは日本に限らず世界中
で。それで、例えば、ものすごく一般的な話として、フェイル・セーフの
ことをやるとか、いろんなことをやっているんだけれども、危機管理の
世界ではものすごく有名な、ずいぶん前にスイス・チーズ・モデルとか、
いろいろなのがつくられているわけですよ。スイス・チーズ・モデルと
か、系統的に、いろんなものが。つまり穴のところをなぜか危機とい
うのはうまいぐあいにくぐり抜けて起きてしまうんです。そういうこと
を踏まえながら、例えば、どうして約束を守らないのだということにつ
いても、ミスとかラプスとか、いろいろな言葉でそれもきちんと分類さ
れています。というような系統だった危機管理の考え方というのがすで
にあるので、もちろん自分たちで考えることは非常に大事なんですけれ
ども、あわせてすでに世界的にある一定のそういう人々がやっている体
系というものについては、これから一度そういうのを見てみて、それで
自分たちのがいいと思うならば、十分だと思えば、それでいいのだ
と思いますが、足りないなと思うようなことについては謙虚に見直す
というようなことをやった方がいいんじゃないのかなというのが私の
意見です。少なくとも私の感覚では足りないと思います。

○座長

本件に関しては本部の事業部長案件じゃないかと思うので、本部で今のご意見を引き取っていただいて、検討していただきたいと思います。非常に重要なことなので、一事業所の問題じゃないと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員

今の座長の意見と関連するんですが、昨年資料には、年度別の事故トラブル発生件数が出ているんですよ。今資料を見せていただいていますけど。平成22年度が33件、これは全体です。23年度が31件、24年度に入って18件、25年度が11件と減ってきているんですが、26年度は先程のデータを集計しますと、17件になるんですよ。もちろん労災が多いというのもあるのかもしれませんが、だんだん減ってきて、ここへ来てまた昨年度件数が増えているというのは非常に気になるところで、これはJESCOの本社の方に、こういう事故分析をどうされているのか、この内容を見るとヒューマン・エラーも確かにかなりあるように思いますが、漏洩というあたりは設備の老朽化に対する手当てが手遅れになって起こってきているんじゃないかという気がしますので、北九州事業所の方ではしっかり対応されているのかもしれませんが、ほかの地区でこれだけたくさんの事故がまた増えだしたというのはかなり危機感を持って対応しないといけないんじゃないかと思います。これらについて、今ここで本社の方のその辺の見解みたいなのがあればお聞きしたいんですが。

○JESCO

JESCO 本社環境安全事務局の吉崎と申します。ただいまご質問いただきました点、トラブルの発生の推移でございますが、ご指摘のとおり平成25年度まで減少してきていたものが26年度やや増加してしまったということは、本社でもその状況を重く受け止めておりまして、過去のトラブルの発生傾向をよく分析して、5事業所全体で、過去のトラブルの中身を踏まえながら再発防止の対策をしっかりとっていくということで、今、順次過去のトラブルの分析を行いながら対策を強化しているところでございます。

ご指摘にありましたように、設備の劣化の要因でありますとか、労働災害に起因するような人のファクター、いろいろございますので、そのあたり、しっかりと中身を分けながら分析をして対策をとっていきたいと考えております。以上です。

○委員

北九州で25年6月から起こってないということは、その取組をどうほかの事業所に展開されているのかどうか。もちろん我々は北九州の方がより安全で運営されれば非常にありがたいんですが、そういうことが回り回って、こちらの方にも波及してこないとも限りませんので、やは

り北九州でどういう取組をされて、その結果、事故が起こっていないということになれば、その取組をよく今度は他の事業所にも展開していただいて、全国的にもきちんと安全に運営される方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○JESCO

JESCO の中でもいろいろなレベルでの情報交換会というものが設けておまして、各事業所の対策、取組の状況について情報交換する場もございます。トラブルの中身については事業所それぞれに設備が異なっていたりするものですから、設備要因のもので水平展開できるものとはできないもの、いろいろと区別はしていかないといけないんですけれども、そういった情報交換会の場も使いながら優良な取組についてはしっかりと水平展開できるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○委員

お願いいたします。

○委員

以前よりリスクアセスメントの推進会議でいろいろやりますからとおっしゃっていますが、下から吸い上げるのはよく図に見えているんですけど、これで一応会議で何かありました、そしてみんなでこうしましょうということが、今度は一従業員の方々にどう伝えていかれているのか。それと、意識の向上をどうされているのかをぜひ伺いたいと思っております。

○JESCO

当然ながら JESCO の幹部と運転会社の幹部が話をするだけではありません。これはもともとそういうリスクを洗い出すのはまさに作業の方ですから、その内容は全部、作業の方にフィードバックされる仕組みになっています。具体的にはこういうふうにしたらいののではないかとという提案があるわけですね、こういう改善をして。それをきちんと具体的なかたちでこういうふうに変更するということで、作業の方に実際には伝わっていくという仕組みになっていますから、そこは上に上がったならそれで終わりということではございません。

○委員

会議があるんですね。会議というか、そういう知らせる、下の方々にいろいろと、ちゃんと会議とか、きちっとした手はずを踏む場所があるんですか。

○JESCO

具体的には、運転会社の中で、例えば各班ごとにきちんとその情報が伝わるようにしています。それはもともとそこから出てくるわけですか

ら、そこに最終的には戻ってくるというかたちになっています。

○委員

ぜひ、こういう会議をしていますからというので終わらないでいただきたいと思います。

○座長

ほかにありませんか。

○委員

トラブル防止策のところで、ほかの事業所のトラブルを参考にして、予防措置、未然防止をしているという活動は非常にいい活動だと思って聞いていました。ご説明の中で、重篤なトラブルはないけれども軽いトラブルがある。事例として、ルールをきちんと守らないということが出ているようだという話を聞きましたので、その観点で、意見といいますか、ヒヤリハットに近いような感じで聞きましたから、こういった重篤なトラブルに至らないようなトラブルも公開する必要性とか、また所内においてはそういうことが起こらないようにするための提案活動の必要性とか、そういうことを考えてはどうかという気がしました。これはボトムアップ的な活動になっていくと思うんですけど、その辺の取組に対するお考えとかありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○JESCO

本当に小さな機械トラブルというのは毎日のように起こるわけですが、それと人的な、例えば事故につながりそうなというような、いわゆる、先生がおっしゃるような、ヒヤリハットの的なものというのはたくさん挙がってきています。それは運転会社と JESCO の間で安全性協議会というのを常に毎月行っておりまして、そのときに具体的にこういう気がかり、ヒヤリハットというものを挙げてくるわけですね。それも含んだかたちでリスクアセスメント推進活動というのをやっているわけですね。それとさらにもう少し突き詰めたかたちでいろんなリスクを抽出している。これがベースでいろんな活動をしていますので、それが本当にトラブルを防いでいく大きな要因かなというふうに感じています。先生がおっしゃるようなことをかなり力を入れて北九州事業所としてはやっています。運転会社がそういう取組をきちんとやろうとする意識、意欲があるというのが大きいのだらうと思います。JESCO がいくら言っても運転会社の人動かなければなかなかうまくいかないんですけど、それはやっぱりそういうふうきちんと動いていける体制が出来上がっているというのが非常に大きいかなと感じています。

○委員

今ほかの事業所でトラブルが少し上昇しているという話を聞いたので、こういった小さなトラブルの情報の共有化といいますか、そういう

ことも考えていいのではないかという観点からもちよっと質問させてもらいました。一度考えていただければなという気がします。

○委員

資料 1-3（参考資料 1）長期安全計画とありますが、これはこのあと何か説明があるのでしょうか。

○JESCO

この内容はかなりボリュームがあります。そのエッセンスを今、パワーポイントの方でご説明させていただいたということです。

○委員

これに関しまして、安全管理の体制について確認をしたいんですが、労働安全衛生法では総括安全衛生管理者というのがありますが、これは置いていますか。それとも規模的に必要がないのでしょうか。

○JESCO

労働安全衛生法の対象となるのは運転会社の方が従業員 50 人以上の事業所ということで、運転会社の組織の中に労働安全衛生法上の体制をつくっています。JESCO は従業員数としては 50 人に満たないものですから、法律上は必要ないんですが、先程申しましたように、安全衛生協議会というかたちで、JESCO と運転会社がそこできちんと情報交換をやるというかたちで全体を動かしていくという仕組みにしております。

○委員

資料の消防計画にあります管理権限者というのが、いわゆる安全管理のトップ責任者だと思いますが、これは所長さんでしょうか。

○JESCO

消防計画と労働安全衛生法とはまたちよっと違うんですが、これはあくまでも消防法の対象になるんですけど、具体的には管理権限者は所長です。

○委員

この中にクレーンの点検とかについての話がございましたが、例えば、前回視察をしたときにクレーンを使っての作業を非常に多くやりました。1.5 トン、2.9 トン、20 トンというようなクレーンを使っていましたけれども、クレーンをご存じのように年次点検と月次点検と、使用する前の作業開始前点検というのが必要になってきています。例えば年次点検、月次点検というのは、これは外部の方をお願いしているのでしょうか、それとも内部で資格を持った方がやっているのでしょうか。

○JESCO

外部に委託をしてやっております。

○委員

作業開始前点検は、確かこれは点検簿、点検表をつくって記録するとなっているのですが、これもされていますでしょうか。

○JESCO

これは運転会社の方でやっております。

○委員

例えば玉掛け作業は、これも前回見たときに有資格者を、名前を掲示していたように思うんですけど、これはワイヤーロープの点検も当然、法に従ってやっているということによろしいですか。

○JESCO

はい。

○座長

ほかにはありませんか。

○委員

ヒヤリハットとか、事故の中に操業建屋内のあれは出ているんですけど、例えば搬入、搬出及び輸送ですかね。輸送に対するヒヤリハットや事故などここ10年はないんですかね。今まで聞いたことがないんですけど。

○JESCO

いわゆる収集運搬に関係する事故ということですけど、事故は起こっておりません。ただ、ほかの事業所関係で一部そういうトラブルがあったということは事例としてはありますけど、そういう意味では先程トラブルの水平展開がありました。ほかの事業所関係を含めて、収集運搬の認定を受けた業者を毎年1回集めて、そういう事例の講習なんかもやっております。とにかく事故を起こさないようにということで、そういうかたちでの収集運搬に関しても取組をやっております。

○委員

これからどうしても豊田とか東京がターゲットになりますから、輸送がすごく増えるのは当然ですよね。その中で、もし万が一何かあるようなことがあったら、ぜひこの委員会でお知らせいただければと思います。

○座長

ほかにはありませんか。

議題 2 北九州市受入条件の履行に係る国の取組について

○座長

次の議題に行きたいと思います。議題 2「北九州市受入条件の履行に係る国の取組について」環境省の方から説明をお願いいたします。

○環境省

環境省の産業廃棄物課長を務めております角倉と申します。皆様方におかれましては、PCB 廃棄物の処理の推進につきまして日ごろより多大なるご理解、ご尽力、ご協力を賜っておりますことをこの場を借りまして改めて厚く御礼申し上げます。

PCB 廃棄物処理事業につきましては、若松区をはじめとする北九州市の皆様方のご理解とご協力があって初めて成り立っている事業でございますので、私どもとして皆様方に深く感謝しているところでございます。

こうした中で、昨年 6 月の PCB 廃棄物処理基本計画の変更に際しましては、北九州市から 27 項目の受入条件をご提示いただきました。私ども環境省といたしましては、これら 27 項目の受入条件すべてをしっかりと守ると、このようにお約束をさせていただいたところでございます。

今年 1 月に開催されました前回の監視会議におきましても、この 27 項目の条件それぞれについて国の履行状況をご報告申し上げたところでございます。また、監視会議の終了後におきまして市民の皆様方にもご説明申し上げる機会を頂戴したところでございます。

受入条件の履行にあたりましては、処理の安全性を確保すべく JESCO をしっかりと指導・監督しつつ、施設のトラブルの未然防止や設備の健全性の維持に私どもとして引き続き努めていきたいと考えております。

また、期限内での確実な処理、一日でも早い処理完了に向けて、今後の処理の中心は北九州市や福岡県以外の地域において保管されている PCB 廃棄物に移行していくこととなります。こうしたことから、各自治体と連携し、さらには経済産業省や関係機関と一丸となって、掘り起こし調査や未処理事業者への指導が徹底されるよう取組を進めていきたいと考えております。そのために必要な関係機関の連絡会議の開催等も私どもとしてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

さらにこうした取組に加えまして、今後とも地域の皆様方のご理解をいただきつつ、国をはじめとした関係機関における各種取組が確実に進むよう、引き続き処理状況の進捗を確認しつつ必要な処置を講じていきたいと考えております。

私どもとしましては、改訂された PCB 廃棄物処理基本計画に基づく処理完了期限は必ず守るということは当然であると考えております。さらにそれに加えまして、単に処理完了期限を守るだけではなく、一日も早く処理を終えるということが何よりも大事であると考えております。

こうした認識に立ちまして、あさって 7 月 31 日ですが、環境省にお

ける PCB 関係の有識者の検討会がございます。この有識者の検討会を開催いたしまして、変更後の PCB 廃棄物処理基本計画全体のフォローアップをしっかりと行っていきたいと考えております。PCB 廃棄物処理基本計画に基づく取組状況について、またしっかりと点検・評価を行ったうえで、一日も早い処理完了に向けて私どもとして引き続きしっかりと取組を進めていきたいと考えております。

本日はこうした直近の国の取組状況につきまして、資料 2 に基づきまして担当の方からご説明申し上げたいと存じます。環境省といたしましては、北九州市の受入条件について今後も誠実に対応しながら、PCB 廃棄物処理基本計画に基づく安全かつ早期の PCB 廃棄物の処理に向けて、北九州市、さらには地元の皆様方の信頼をいただけるように、しっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、今後とも引き続きご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは資料に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

○環境省

環境省の中野と申し上げます。私の方からお配りした資料 2 に基づきましてご説明をさせていただきます。

資料 2 ですが、全部で 6 ページの資料となっております。まず表紙をめくって 1 ページをご覧ください。処理の進捗状況について詳細、特に最新の年次までのデータについては先程の議題の中で JESCO の方からご説明がございましたが、こちらでまとめさせていただきましたのは、PCB 特別措置法に基づいて、年に一度保管事業者が都道府県に届け出を出す、そちらの届け出のデータにつきまして最新のデータを取りまとめたものでございます。

最新のデータは平成 26 年 3 月末のデータとなりますが、こちらについて、1 ページ目ではトランス・コンデンサに係る部分につきまして、北九州処理事業地域の台数を記載させていただいております。こちらでは保管量と使用量も届け出の中では分かる状況となっております、こちらの量として、トランスであれば約 300 台を保管、使用中のものが当時の時点で 54 台ある。また、コンデンサについても約 9,000 台保管量、使用量として約 1,000 台ほどあるというような状況となっております。こちらにつきましては、豊田と東京地域のコンデンサや車載トランスは記載しておりません。

2 ページ目につきましては、蛍光灯安定器についてです。こちらも 26 年 3 月末時点のデータとして、この北九州エリアにつきましては、大阪・東海地域も加えて約 200 万個というかたちとなっております。そのうち使用中の安定器の数は約 5 万個というデータとなっているところでございます。特にこれらのうち従来の北九州事業所エリアであります中国地方、四国地方、九州地方、沖縄地方の各都道府県別の内訳は 3 ページで表として記載をしております。

4 ページです。先程の議題の中でもご質問がございましたが、掘り起こし調査の実施状況でございます。昨年 12 月の時点で、私どもの方か

ら全国の各都道府県、政令市、全部で当時は47都道府県と66政令市があります。この113都道府県市あてにアンケート調査を行いまして、昨年12月時点での掘り起こし調査の実施状況というものを調査させていただきました。

4ページの左下にまず全国の概況として、掘り起こし調査の実施状況として、管内のすべての地域で調査が終わっている自治体が32自治体。管内の一部の地域で調査を実施したところが7自治体。この時点で今後実施予定であると回答したところが86自治体。それから、その時点では調査を実施していないという答えだったところが3自治体ございました。

こちらの都道府県別、特に従来の北九州エリアの中四国、九州・沖縄地方の内訳が次の5ページに書いております。実施予定であるところにつきましては、基本的に昨年の時点では翌年度の予算措置をしているようなところとなっていて、こちらにつきましては今年度調査が実施、すでに着手しているところもございしますが、おおむね今年度から調査が開始されているような状況となっております。

また、現時点では予定していないと残念ながらお答えしているところが2市ございます。高松市と高知市でございます。私どもこれにつきましてさらに追跡の調査をさせていただきますして、高知市につきましては、今年度の調査を実施するような準備を今しているような状況となっております。高松市におきましては、まだ調査方法から検討しているという状況でしたので、私どもの方から直接高松市の方に、こちらにつきましては早期処理が求められる中で早期の調査の着手が必要となるということで、この点について、直接私どもの方から早期実施について指導をさせていただいたところでございます。

4ページに戻っていただきまして、上の四角囲みの中の2点目ですが、特にこれまでも言われておりましたが、掘り起こし調査につきましては、現在使用中の機器もあつたりしますので、こちらも含めた掘り起こし調査の実施、あるいはその後の早期処理に向けた事業者への指導ということを考えますと、我々、あるいは都道府県市だけの調査なり指導には一定の限界があるとも考えられております。

特に使用中の機器に対して電気事業法を所管している経済産業省ですとか、あるいはその使用中の中で主にメンテナンスを行うような事業者となっております電気保安関係事業者関係団体との連携も図っていく必要があろうということで、これまでも連絡会議を開催するというようなお話をさせていただきましたが、今年2月にこういったPCB廃棄物早期処理関係者連絡会という名前の連絡会を開催させていただきました。その中で関係機関が連携して調査を行って行って、早期の掘り起こしをする。あるいは事業者への指導、あるいはこれを促進するための広報といったものの必要性については共通の認識を得たところでございます。

こちらはまず本省ベースでの会議を行わせていただいたところで、今後速やかに随時、地域でも同じように地域の出先機関等を含めた連絡会

議を開催するような準備を現在しているところでございます。

最後の6ページです。6ページにおきましては、平成27年度、今年度の環境省の予算として主なものを設けさせていただきました。廃棄物等のPCBのような有害物の着実な処理を図るために今年度の予算として、主なものでございますが、ここでは3点記載をしております。

1点目はPCB処理施設整備事業ということで38億円予算を計上させていただきましたが、こちらはこれまで議題となっておりました処理施設の安全、健全性を確保するための長期保全計画や定期点検の結果に基づきます施設の改造とか点検、補修に係る費用について環境省側からもJESCOを財政的にバックアップするための予算として措置をさせていただいたところでございます。

2点目はPCB廃棄物処理施設のPCB除去、原状回復事業費ということで10億円。こちらにつきましては、さらに昨年度末に補正予算というかたちで20億円を予算措置させていただいております。こちらは、JESCOの処理施設につきましては期限が来れば当然ながら解体、撤去ということになりますが、この解体、撤去にあたって、当然今までもPCBを処理している施設ですから、そういったPCBが施設内に残存しているものの除去ですとか、土地の原状回復を行うために必要な費用というものを、今からあらかじめJESCOに段階的に出資というかたちで予算を確保させていただいているところでございます。

3点目です。PCB廃棄物適正処理対策推進事業ということで1億6000万円ほど予算を措置しております。こちらは現在、都道府県が中心になって着手されています掘り起こし調査をより効率的に短期に行うような方法を考える。あるいは調査を効率的に効果を上げるためにはその周りの普及啓発というものも重要であると考えておりますので、こうした普及啓発手法を検討したり、あるいは実施したりしていく予算。あるいは先程ご紹介しました、経済産業省などとの関係機関による協議の場を開催するための予算として確保しております。そのほかPCBということになりますと、高濃度以外の低濃度と呼ばれる、あるいは微量と呼ばれるPCBの機器もございますので、こちらの処理が推進されるような対策、検討に係る予算もこの中で措置しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、私からのご説明とさせていただきます。

○座長

ただいまの説明に関して意見・質問等、委員。

○委員

数字を見たら歴然と分かるんですけども、一応1年前ですが、使用中のものが10%になっているわけですね。トランス類なんかは20%に近いんじゃないかというぐらいの数字なんですけど、ここまできちっと出てきて、最後にこの使用中はどうしますという文言がないのはなぜなんですか。

○環境省

使用中につきましては、電気事業法など使用中の機器に関する法律を所管している経済産業省などと連携して対策を講じていくというところで、4ページでご紹介した関係者連絡会等の体制を整備したところでございまして、こういったところを通じて使用中についてもアプローチしていくような対策をしていくというふうに考えているところでございます。

○委員

最初は処理するのは10年だと決めていらっしゃったんですよね。いまさらながらというか、何かすごくバンバン数字が出てきたりとか、処理のリスクアセスメントの会議もしたりとか、10年でやめるという覚悟は10年間の間にあったのかって、とっっても思うんですけど、ちょっと嫌みに聞こえるかもしれませんが。やっと今お尻に火がついたみたいな感じで受け取れるんですけども、なぜその使用中のものが止められないんですか、もう10年もたって。そこはずっと私、疑問に感じて、どうも経済産業省との何かあるという話をちらっとは聞きましたけど、なぜ止められないんですか。

○環境省

おっしゃるとおり、本来であれば平成28年3月がもともと期限であって、法律上もそうなっていたと。そこを目指して本来やるべきであれば、こういった対策をもっと早くから着手すべきではないかということについては、それはごもっともで、返す言葉もございませんが、少なくとも今回改めて本気になったというわけでは当然ないんですけども、改めてこれから期限の再延長は絶対にしないと約束した期限を、しかも確実に一日でも早く守るということであれば、これまでの枠組みからさらにもう少しもう一歩、二歩、さらには三歩大胆に踏み込まなければならぬと考えまして、今回このような体制を。まだこれでも多分足りないというふうに皆様思われるかもしれませんが、そこは冒頭で角倉が申し上げましたとおり、今やっているプログラムなり対策ですべてではないと思っておりますので、そこについては、できる措置はすべてとってでも確実に処理を終えられるような措置を講じていきたいと思っております。すみません、意気込みみたいなことだけで申し訳ないのですが、少なくとも私どもとしましては、今できること、あるいはこれからできることはすべて取り入れてでも、使用中を含めて期限内に処理を終えるための対策を講じてまいりたいと思います。引き続き、こういった場で皆様方からもご意見を頂戴しながら進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○座長

今の委員の意見というのは非常に重要だと思うので、具体的に使用中の安定器をどうやって処理まで持っていくのかというプログラムを、具

体策を言ってください。努力するするじゃなくて、具体策を示してほしいんです。10年間具体策が示されなかったということは、今後10年間具体策が示されない可能性があるということを経験しているんだと思います。

○環境省

まず今回そもそも掘り起こし調査の対象がどこまでかと言いますと、それは単に PCB 特措法上の未届けの機器ということになりますが、それは廃棄物だけかというところではなくて、使用中の機器も含めて現在まだ特措法で届け出がなされていない機器の掘り起こし調査を現在進めております。

この調査が当然使用中の機器も入るがために今回経済産業省と連携した体制を組むようなかたちにはしていますが、まず調査ということでいきますと、使用中も含めて今まだ把握していないものについて掘り起こすこととなります。

その先、では見つかった PCB 廃棄物、それから使用中の PCB 機器に対してですが、こちらにつきましては現在、都道府県と経済産業省がそれぞれ電気事業法及び PCB 特措法及び廃棄物処理法の中で行政指導というかたちにはなりますが、それぞれの官庁から期限内処理というものについて対象の事業者について指導していくということについては、経済産業本省とも、先程申し上げた連絡会の場で意見を合わせております。

これまでは廃棄物ということに着目して、都道府県市だけが調査、指導していたというところなんですけれども、経済産業省も含めて調査に協力、さらには指導については経済産業省も一緒に同じ台詞で期限内処理を使用中の機器に対しても指導していくというようなかたちで、このトランス・コンデンサ・安定器については進めてまいりたいというところがございます。

○座長

いやいや、指導というのは具体策じゃないんじゃないでしょうか。法律はつくったけれども、期限を決めて処理の法律はつくったけれど、その法律が守られるという保証がないということが今問題になっているのだと思います。ですから、それは確実に使用中のものを使用停止にする方法を考えていただかないと、つくった法律が守られないし、この施設での操業が延長になる可能性が含んでますよということなんです。再延長しないということであれば、その具体策を早めの実施してくださいということだと思います。この場では答えが出ないのかもしれないので、早急に持って帰って考えてくださいというお願いです。

○委員

掘り起こし調査についての資料に電気保安関係団体等と書いてあるのですが、これですべてのものがピックアップできるかどうかというところがちょっと私、疑問があるんです。この辺の規則とか法律とかいう

のは私はよく知らないんですけども。

○環境省

おっしゃるとおり、この調査なり指導だけですべてのところに声がかかるかというところはすべてじゃない可能性もありますので、今私の説明の中で申し上げましたとおり、掘り起こし調査と見つかった事業者に対する指導と、もう一つ普及啓発というところを申し上げたんですけども、行政機関が直接名指しで事業者に対するアプローチを加えて、そのほかの人も含めた普及啓発ということで、そのカバーアップをすることが必要であろうということで、まさにその普及啓発を含めたやり方というものを、これから、それはひよっとしたら経済産業省と私ども、それからほかの立場の方からも同じようなやり方、同じ台詞で違う普及啓発のしかたをするのかもしれませんが、普及啓発というかたちでそこはカバーしていきたい。その手法も連携しながら考えつつ、できることからやっていきたいということでございます。

議題 3 安全かつ早期の処理完了に向けた市の取組について

○座長

では、最後の議題である議題 3「安全かつ早期の処理完了に向けた市の取組について」北九州市の方から説明をお願いします。

○北九州市

北九州市環境局の宮金でございます。今座長からございましたとおり、「安全かつ早期の処理完了に向けた市の取組について」ということにつきまして、資料 3、資料 3 の別紙、参考資料 1 に基づきましてご説明をさせていただきます。こちらに 5 項目に分けてまとめさせていただいております。これにつきましては、前回の監視会議以降、市の方で実際にすでに行った取組及び今年度すでに実施予定の取組について掲載しております。それでは項目順にご説明をさせていただきます。

1 番目の処理の安全性の確保という部分につきましては、まず 1 点目の輸送路の安全対策事業の実施ということでございます。これにつきましては、今年 4 月から処理期間の延長、北九州事業エリア以外からの PCB 廃棄物の受入がすでに始まっているところでございます。今後、輸送車両の増加などに伴いまして、輸送経路上の道路の劣化等々考えられることから、安全な輸送を今後きちっと確保するためには、これまで以上に予防保全、長期保全が重要であると考えております。そこで、今年度から国の補助金を活用させていただきまして、秋以降に順次若戸大橋とか臨港道路の補修工事等を実施するという予定でございます。

続きまして、2 点目の消防活動資機材の更新・増強につきましては、これはあくまで万が一の PCB 収集運搬・処理時の火災、漏洩事故等の緊急時対応時に必要な資機材を、何度も繰り返しになりますが、万が一の対応としてこれまでも整備はしてきておりましたけれども、今回処理期

限の延長に伴いまして、さらに更新・増強することによって消防活動の対応力の強化を行っていくというものでございます。

3点目の環境モニタリングの強化ですが、これは先程環境モニタリング結果のご報告をさせていただきましたが、これまでも市、JESCO 双方でモニタリングを実施してまいりましたけれども、今までのPCB 処理に伴う汚染物質の排出等の実績等々を踏まえまして、今回環境保全協定を見直ししております。その中の排出基準、いわゆる協定値ですが、これを今まで以上に厳しくして従来より厳しい基準によるチェック体制を整えております。

続きまして、2番目の項目、期間内での確実な処理という部分につきましては、1点目、前回の監視会議直後ですが、今年4月から処理拡大延長に先立ちまして、関係自治体81の自治体にご参加をいただきまして広域連携会議というものを開催いたしました。

その中で北九州市といたしましては、参加自治体に対して処理期限内での一日も早い処理完了に向けた取組の強化について強く要請するとともに、本市のPCB 処理計画に必要なご協力をいただけない場合には受入を拒否する可能性もあるということを伝えるなど、厳しく臨んでいくことを意思表示をさせていただきました。

2点目の国、関係自治体との連携体制の構築でございますが、先程環境省の方からもご説明がございましたとおり、2月に環境省主導により開催されました早期処理に向けた「PCB 廃棄物の早期処理関係者連絡会」、経産省等もご出席いただいた会議ですが、これに出席をいたしまして、期間内での確実な処理に向けて関係者が連携して総力を結集するように要請をしております。

先程、委員の方からもご指摘がありましたように、使用中の機器についてはどこの自治体も非常に苦慮をしているところでございます。PCB 廃棄物にかかわるPCB 特措法につきましては、ご存じのとおり、廃棄物が対象で、使用中の機器については法の枠外ですので、これに対しては、行政指導はできますけれども強制力がないというところで、各自治体非常に苦慮をしているというところでございます。これはやはり各自治体任せではなくて国全体で取り組んでいていただきたいということで、北九州市としても申し入れをしております。

本市としましては、処理の延長、拡大がなされましたけれども、新たに設けられた処理期限内に確実にPCB の処理が完了するために、我々、この監視会議、それから北九州事業エリア内での関係自治体での会議を開催しておりますけれども、それ以外にも各エリア、ほかのエリアでもそういった会議をしておりますので、そちらに我々職員が直接出向きまして、北九州の地元の地域の方々の思いを伝えるとともに、本市が今まで取り組んでまいりました掘り起こしの実績だとかノウハウを水平展開して、一日も早くとにかく処理をしていただけるように働きかけていきたいと思っております。

続きまして、3点目の地域の理解という部分につきましては、PCB 処理に関する情報について、広く分かりやすく市民の皆様にお知らせする

という観点から取り組みさせていただきました。

1点目の「北九州市環境・コミュニティセンター」の開設ですが、こちらにつきましては今年3月13日にPCBの処理情報をはじめとした本市の情報発信や地域コミュニティの拠点として若松区の明治町商店街の中に開設をさせていただいております。

こちらの施設ではPCBの収集運搬車両の運行状況をリアルタイムで監視できるGPSシステム、あとモニターやタッチパネルを使いまして、処理の進捗とか安全対策等の情報に触れることができるという施設でございます。3月に開設以降現在まで3,000人を超える来館者があって、来館していただいた方々の中には、市の環境施策とかPCBについて理解ができたなどの評価をいただいております。こういった施設は今後も広く活用していただきたいと思っております、現在市内の小中学校などにもご案内をしているところでございます。

続きまして、2点目のPCB処理に関する情報サイトによる情報発信ですが、PCBの処理に関して広く分かりやすく情報発信するために、従来、市のもともとありましたホームページで情報を発信させていただいておりましたが、なかなかそこにたどり着くまで手間がかかるだとか、見にくいとか、いろいろご意見がございました。なので、今年4月に専用のホームページを「PCB処理に関する情報サイト」というかたちで開設をさせていただきました。こちらではPCBに関する基本的な内容、それから事業者向けの届け出とか、いわゆる専門的な内容に至るまでQ&Aも盛り込みながら、分かりやすいものとしております。現在まで約5000件を超えるアクセスがっております。

続きまして、こちらは昨年実施をさせていただいておりますが、環境先進地域見学ツアーの開催ということです。PCBの処理施設をはじめとして、エコタウン企業やエネルギー関連施設、こちらは響灘にありますが、こちらをじかに見学していただいて、市民の皆様にはPCB処理や本市の環境施策についてより理解を深めていただくという目的で、バスツアーというかたちで、今年は8月27日に実施する予定でございます。8月1日号の市政だよりに募集案内を掲載する予定ですので、委員の皆様方もご都合がよろしければぜひご参加をいただければと思っております。

北九州市環境・コミュニティセンターならびにPCB処理に関する情報サイトにつきましては、資料3の別紙に概要というかたちで掲載をしておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、4点目の取組の確実性の担保という点につきましては2点掲載をしております。こちらについてはまとめてご説明をさせていただきます。

これにつきましては前回の監視会議においてご報告をさせていただいた部分もございますが、市の処理計画の改訂を今年させていただいております。また、併せまして、これは本市独自の取組でございますが、安全かつ処理期間内での一日も早い処理をより確実なものとするために要綱を策定させていただいております。

その要綱の中で、搬入事業者に対しまして処理の安全対策、早期処理その他、本市施策への協力内容を記載した搬入計画書というものをあらかじめ提出をさせるなどしております。これによって、いついつの時期にどれくらいの量のものが搬入されてくるというのが事前に分かる仕組みになっておりますので、進捗管理もきめ細やかにできると。搬入するに際しては、北九州がやっております取組には全面的に協力しますというような意思表示も改めてしていただくようにしておりますので、きちっとやってまいりたいと思っております。

それから、処理の延長期間中の進捗管理だとか、輸送路の安全確保など PCB の処理対策を実施するためにはいろいろと経費がかかってまいります。この部分につきまして、搬入事業者、収集運搬地業者等、PCB 廃棄物の処理に関する関係者に対しまして、地元自治体だけではなく広くご負担をいただくということも含めて、PCB 処理推進協力金、いわゆる経費の一部を寄付等によってご負担いただけないかという要請も幅広くさせていただいております。

最後に 5 点目、市内に残る低濃度 PCB 含有機器の処理という部分についてでございます。これはこれまでこの PCB 処理監視会議でご議論いただいたような、いわゆる高濃度の PCB 廃棄物に加えまして、それ以外に低濃度の PCB 廃棄物というものがございます。そういったものに関しての内容ですが、市内の低濃度 PCB 廃棄物につきましては、原則として高濃度 PCB 廃棄物の期限である平成 33 年度末までに処理を完了させるということで、これを目標として北九州市の PCB の処理計画にも明記しております。

もともとは平成 39 年 3 月までというのが法律の期限ではありますが、市及び市民の皆様の思いとしましてはできる限り早く処理を終わらせるということですので、そういうことでありますと高濃度と同様のスピードでやっていくといった目標を明記したということでございます。

この目標を達成するために、市としては今年度から PCB 特措法の届け出に併せまして、市内の保有事業者に対して低濃度の PCB の保有状況及びいつまでに処理するかという処理予定時期を明記した処理意向書というものの提出をいただいております。

併せまして、市として今年から市内の低濃度 PCB の掘り起こし調査を開始いたします。平成 30 年度を目途に保有状況を把握して、平成 33 年度末の処理完了という目標達成のために全力で取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市といたしましては、一日も早いすべての PCB の処理完了に向けるあらゆる取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○座長

ただいまの説明に関して委員の方から意見・質問等ございましたら。

○委員

先程の環境省の発生数量を見ますと、JESCO が今予定している数量を幾分上回っているように見えるんですけど、今後調査の結果によってまた少しずつ増えていくという可能性はあるかと思うのですが、一番心配なのは、他のエリアからの、東京、大阪、豊田からの受入数量がそちらの方の調査の結果によってまた増えてくるといようなことがあるのかどうか。もしそうあったときに、市として今想定している受入量をこれ以上は拒否するというお考えがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいのですが。

○北九州市

他エリアからの受入量の増加した場合の市の考え方についてというご質問でした。特に東京のコンデンサ、大阪・豊田エリアの安定器につきましては、特に大阪・豊田エリアの安定器につきましては、今からまだまだ掘り起こしをするといった状況にあらうかと思えます。なので、当初国の要請がありました約 4,000 トンについてブレが生じる可能性がないとはいえないのですけれども、基本的には今回の延長受入で再延長は絶対にしないというのが条件ですので、仮に量が増えたときに、約 4,000 トンというのがどこまでなのかという議論は出てこようかと思えますが、あくまでも受入条件というのは期限で切っている、お約束をしているところですので、それ以降の再延長はないと市としては考えて理解をしております。

○委員

それではその最大 33 年度までにといいその期限は必ず守ってもらうと。その処理の能力によっては受入量が若干増加した場合にも受け入れる余地はあると、こういう考えですね。

○北九州市

そのときの JESCO さんの処理の能力、状況等もありますので、またそういう状況になりそうだといいところでありましたら、国の方から当然ご相談が市の方にもあらうかと思っておりますので、またそのときの状況に応じた判断にならうかと思っております。

○委員

3 番の地域の理解のところなんですが、ちょっとここ、よく分からなかったんですけど、何を地域に、あるいは住民に理解してもらおうとしているのか。何のためにそれは理解してもらおうとしているのかというのをもう一回説明いただけますか。

○北九州市

この PCB の処理に関してもともと法の趣旨等からいたしまして、それから法に基づく国の処理基本計画上にも明記されているのですが、この

PCB 処理に関して地方自治体については広く市民等に周知をしていくことと自治体の役割として明記をされております。北九州市としましては特に処理施設の立地自治体でもありますので、やはりこの事業というのは地元の皆様方の理解のもとに成り立っている事業だと理解しておりますので、少しでもきめ細やかにその処理の状況だとか安全対策だとかを市民の方々に広く周知するというのが第一の目的で、こういった施設、それからホームページを専用のホームページにするとかいうかたちで取組をさせていただいております。

○委員

そうすると、地域の理解というのを進めましょうということではなくて、そのための分かりやすい情報提供をして周知を進めるということですよ。

○北九州市

そうでございます。

○委員

それに関して言うと、1から5までについてはどれくらいそれが進んだのか。例えば安全確保がどれくらいちゃんとできているのかとか。それは多分分かりやすいと思うんです。ここで言う地域の理解と書いてある、住民への情報提供、周知というところでいえば、それがどれくらい住民に浸透したのかとか、それを踏まえて住民がどういうふう判断したのかということについては、なかなか成果が見えにくいところですよ。その辺を少し考えていただいた方がいいのではないかという気がします。

コミュニティセンターの利用だとか情報サイトのアクセス数というのは一つの指標にはなるとは思います。それはちょっと間接的過ぎて、情報がどれくらい届いているか、市民がどう考えているかというところにはもう一歩踏み込んだ何かが必要なんじゃないかという気がしております。

もう一つ、これは質問というより意見なのですが、ここの3番についてですが、市役所として、行政としていろんなハード整備だとか情報提供されているのは非常によく分かって、それはもう積極的に進めたいと思いますが、もう少しそれこそ市民の力を使ったような相互理解だとか、例えば北九州 ESD というのが非常に盛んにされていますが、その材料として PCB の処理を使うとか、何かいろんな方法があると思うんです。その辺も少し考えていただければ、より住民自身が考える、自分たちで考えるというのが進むんじゃないかなという気がしました。

○北九州市

今、委員の方からご指摘がありました点も踏まえまして、今後、より市民の方々に理解を深めていただく、ご理解をいただくという取組につ

いて鋭意勉強してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○座長

1点ちょっと確認したいのですが、1(3)環境モニタリングの強化という項目の中に、基準値(協定値)の変更や測定項目を追加するという、測定項目の追加は分かるんですけども、排出基準値の変更というのは半分ぐらいにしたというような話がモニタリングのときにあったような気がしますけど、どんな意味を持つんですか。強化として。というのが私は疑問なんですけど。

○北九州市

私どもといたしましては、基準をより厳しくすることによって、厳しくしてもさらに測定をした結果その基準値内にも入っているというところで、きちっとした操業がされているという一つの指標になるのではないかと理解をしております。

○座長

なぜかという、PCBの環境モニタリングは基準値がほとんど意味をなしてないですね、実際には。だからその基準値を半分にしようが、要するに漏れたときに現れる値なので、そこを半分にしたところでほとんど強化にならないんじゃないかと。むしろ測定点を増やすというのは強化になりますね。そこら辺をよく考えていただいて、安全監視に関してはどうやればいいのかという話を強化していただきたいと思います。

○北九州市

座長にご指摘いただいた点も含めてまた勉強させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○座長

追加項目というのは何を追加されたんですか。

○北九州市

ベンゼンです。

○座長

ベンゼンの測定点を追加したんですか。どこかのサンプリングに関して。

○北九州市

ベンゼンの測定地点を増やしたとかではなく、昨年度まではベンゼンの項目そのものがなかったので今回から入れたということでございます。

○座長

何に関してですか。

○北九州市

排出源です。

○座長

大気？ 排出ですか、何に関してですか。

○北九州市

大気です。

○座長

ベンゼンは大気に関して従来あったんじゃないですか？ 排出源ですか？ 分かりました。大気じゃなくて出口のところですね。いわゆる大気のベンゼンがその施設に原因するかというかどうかということが分からないから、排出源を直接測るように変えたということですね。設備の環境監視を強めたという意味ですよ。

ほかには何か全体を通じて。委員。

○委員

輸送路の安全確保について今回あまり資料等はなかったんですけども、受入の地域などが増えているのですが、例えば輸送路とか輸送中とかで何かトラブルといいますか、問題点は今のところ発生してないのでしょうか。

○北九州市

今ご指摘の点につきましては、そういった事例は市としては報告は受けておりません。

○委員

新人の委員でございます。先程地域の理解というお話をされておりました。私は響灘の入口のエコタウンの手前に住んでおまして、その地域は東中 14 区自治会というところなんですけど、そこでこの延長問題が起きたときに相当議論しました。自治会やいろんなところで。反対がたくさんありました。涙を流して訴える人もいました。

しかしながらそうは言うものの、やはり国がこういう大きな事業をやるのに、ここまでやって来たのだからというようなことを話しながら、市の環境、そして今おられます氏本所長と入江副所長さんあたりと一緒に役員で話し合いました。そして、これから先何かあるときは、必ず私たち自治会、自治体と、そして環境省と現場の所長さんをはじめ現場の三者で話し合っ、これから先、細かく住民に伝えていこうというお話をしました。それで理解を得まして、今まで 2 回ぐらい話し合いを持っ

たのですが、大変ありがたく思っております。

おそらくこれも今日監視会議が済んだ後また日を決めまして、またおいでいただいております。細かい地域ですが、うちの地域としては大変細かい説明をいただいて、ある程度理解を得られているのではないかなと思います。今後ともよろしくお願ひします。

○委員

先程座長から測定の話があったのですが、この点でちょっと気になる点があるので一つ質問させていただきます。測定値がかなり値が低いので、その値の測定値の信頼性を確保することからいうと、校正をどうしているのかとか、同じ例えばダイオキシンならダイオキシン、ベンゼンならベンゼンを測るものでも、機器が何種類かあるのであれば、どちらにしる多分、管理番号を付けていると思うんですけども、どの機器で測ったかというところが資料からは見えないので、そういった測定器の管理と校正の手順が規定として、JESCOさんと北九州市両方測っているの、両者においてどうされているのかという点を教えていただきたいと思ひます。

○JESCO

まず JESCO の方から。我々が測定するということではなくて、外部機関に委託です。これは環境計量証明事業所の方にきちんと測定を委託しています。ですから基本的には測定法はきちんと決まっていますので、精度管理もかなり厳しくやられていると思ひています。

○北九州市

市の方でも同様に計量証明書を持っている分析事業者に委託をして分析をしておりますので、信頼性は確保していると思ひています。

○座長

同一業者じゃないんですね？ JESCOさんと。同一ですか？ それをちょっと。

○北九州市

違います。

○委員

その業者さんの評価はどうされていますか。それぞれ信頼性のあるということはどういうかたちで JESCOさんと北九州市が評価されているか。多分評価項目はあると思うんですけどね。何項目かあると思うんですけど、その業者さんに外部委託してよいという評価をどうされているかという質問に対してはいかがでしょうか。

○座長

例えば、そういう場合には複数の機関にある同一サンプルを出して測定値を比較するというのを普通はやるんですが、それはやられているんですかという質問です。

○JESCO

JESCO としてはやっておりません。これはもう正直に言います。私も1年間、計量証明事業所にいましたので、事業所そのものが基本的に精度管理をやります。いろんなところのサンプルを同時に測定した結果を評価するというので。極端に言うとそれに委ねているというのが現実でございます。

○北九州市

市の方も同様です。計量証明を持っている事業者に対して、その数値を疑うということまではしておりません。

○座長

実際には数値上問題になるような数値のレベルじゃないので、費用対効果を考えれば十分じゃないかと思うんですけどね。

○委員

私の理解では、精度管理自体はそういう測定する会社というのは、国の基準できちんと精度管理をしたものについて国が計量証明書を与えているという理解をしています。ですから精度管理はそこのところがすでにそこで認められているということは精度管理はなされているという大前提だと私は思うので、ここは特に JESCO はそれをやってないとかそんな問題ではないと思うんです。それを言ったら全部つぶれていってしまうんです。日本のすべてのことが。

ですから精度管理がされていたうえで、しかも二つのところが同じようなディテクトがされないというふうになっているという、二重の意味でここのところはきちんとされていると私はさっきこれを読んだので。そこは問題ないというふうにしておかないと、しておかないというか、じゃないとちょっと誤解を招いてしまうので。そんなことやってないのということじゃなくて、それはきちんとそういう基準があるわけですから。そこに対して計量が与えられているわけですよね？ でしょう？

○座長

その証明書を持って報告というかモニタリングしているわけですから、それはそのとおりだと思います。社会的な企業活動というのは正常に行われていると理解する以外にほかに方法はありませぬということですよ。

○委員

若松に住んでおります地域の者なのですが、先程北九州市の環境コミュニティセンターができましたということでした。私もオープニングのときにはまいりましたんですけど、これは専門的にどなたか常勤をなさってらっしゃるかということが1件でございます。というのは、最近いろいろな方が訪問して、やっぱりこの環境について勉強がしたいと言っておいでてらっしゃる方もいらっしゃるようですので、それをちょっとお聞きしたいと思っております。いかがでございましょう。

○北九州市

お尋ねの点ですが、現在このコミュニティセンターの運営に関しましては、毎日2名の方に運営のお手伝いというかたちで常駐をさせていただいておりますが、こちらの方々はいわゆるPCBの処理だとか市の環境施策に関する専門的な専門家という方々ではございません。ただ、ご来場いただいた方々にそういったPCBの処理の状況だとか環境施策のご案内、それはいわゆる電子機器、モニターとかを使って簡単に見れるようなかたちで整備をしていますので、それをご案内させていただいて説明に代えさせていただいていると。あとは例えば団体で見学に行きたいというようなご要望がありましたら、適宜市の方にご連絡をいただくような仕組みもっております。その際には我々職員が出向きましてご説明なりをさせていただいている。そういう運営をさせていただいております。

○委員

ありがとうございます。それから最近まだ2階の方が使われていないようですが、今後その見通しはございますでしょうか。

○北九州市

2階のスペースの活用につきましては、実は少し活用し始めております。活用につきましては環境コミュニティセンターの時間中というよりは時間外に地元の方々、特に商店街の方々の会議に使わせていただきたいとかいうご要望がありますので、あそこは基本的に環境の情報の発信拠点ではございますが、別の側面から申しますと、地域のコミュニティの発信拠点という位置づけもありますので、幅広く使っていただくという意味では、今後も2階部分につきましてはご要望があればご活用いただくというかたちで進めてまいりたいと思っております。

○委員

開館時間は9時半から17時30分とお聞きしておりますけれども、休館日は毎週日曜日でございますか？ 日曜日は開いてないということですね。これはまた日曜日を第3日曜日とか何か1回ぐらいは日曜日を開けていただくというような計画はありますか。

○北九州市

おっしゃるとおり、基本的には日曜日・祝日はお休みをさせていただいております。ただ、これも原則でありまして、それこそ商店街の中にありますので、商店街が中心となったイベントを開催するとかいったときには、ご連絡いただいたらそのときにちょっと休憩スペースにもなりますので、そういったときには臨時で開館するという事は当然ございます。

○委員

やはり皆さんに知っていただきたいと思いますので、日曜日でもこういうことがあれば、使わせていただけるというようなことも情報を流していただければ、ホームページでも何でもよろしゅうございますので、少し気を使っただければと思っております。よろしく願い申し上げます。

○座長

遅れていますので、ほかに意見がなければこれで議事を終了したいと思えます。今日の会議で委員の皆様が熱心に議論していただいて、有用なコメントが出ましたので、ぜひとも今後の処理の安全遂行に反映していただきたく思えます。

では、議事を事務局にお返しいたします。

○事務局

座長ならびに委員の皆様方、長時間にわたるご議論非常にありがとうございました。本日いただきましたご意見につきましては、今後の北九州 PCB 処理事業に対します監視・指導にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

次回の開催につきましては、また関係者等々調整をいたしまして改めてご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして第 34 回北九州市 PCB 処理監視会議を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。